

第24回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年5月26日(木) 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第46号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 4 | 議第144号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第145号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第146号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第147号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第148号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第149号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |
| 日程第10 | 議第150号 | 農用地利用配分計画(案)の決定について |
| 日程第11 | 議第151号 | 農用地利用配分計画【権利移動】(案)の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山 斉、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、本林正樹、
下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、杉本彰信、伊藤善明、
養谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、田中正躬、車戸明良、岩村 聡、
平田秀男、加藤 貢、岩本洋子、天野克宏、増田 勝、反中正志、向田 誠、
加藤 正、森山 護

○本日会議に欠席した委員

野村光吉、田村信彦、小林達樹、中田一彦、渡邊甚一、清水直喜

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
林務課長 長谷川雅樹
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 橋本哲夫
事務局次長 林篤 志
振興主事 中田義博
農地主事 小笠原茂
書記 清水信行、脇坂光生、田中 裕、武川 尚、清水一徳、野畑清明、
山腰勝也、中村忠史、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理	<p>ただいまより第24回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、7番 清水委員、14番 野村委員、17番 小林委員、27番 田村委員、32番 中田委員、33番 渡邊委員からの欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中30名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>ご苦労様でございます。非常に雨の少ない5月となりました。水田の方は順調に仕事が進んでいるようでございます。いつもなら寒い日があり苗の活着が心配される事も有る月ですが、今年は順調のようです。最近では田植の遅い所が多くなりまして今日も真盛と言う方ばかりが、欠席でございます。例年ですと月はじめの総会でございますがこの春から月末となり、その関係もあるようです。昨日、テレビを見ておりましたら、よく「地産地消」という形で地元の物を地元で求める事で有るようでございますが、新しい言葉で「互産互消」と言う言葉が有るようです。「互」と言うのは「お互いに」という意味で相手地域に無い物を作りお互いに消費し合う事であり、そこでは静岡県掛川の「お茶」と北海道豊幌町の「海産物」となっておりましたが、なかなか良い考えで結構売れているようです。特に今、外国の方が非常に多くお出でになっておりますが、これから必要な産業だなと思いついておりました。今日も、多くの議事がありますが最後までよろしく願いいたします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議 長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p>
	<p>(憲章朗唱)</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p>

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 16番 伊藤委員と、18番 蓑谷委員を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第46号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記 転用許可の出ている農地について、当事者より許可の取り消しが申請されたものです。

今回は、許可処分の取消しを1件の報告となります。

場所は、国府町鶴巣になります。この件については、許可交付後に、代替地が見つかり転用の必要がなくなったため、その許可を取り消すものです。

現地については、農地としての状態を確認済みです。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第4 議第144号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各

号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、7件の上程となります。

1番は、中切町の案件です。田1筆 76 m²を隣地取得します。現地については、中部縦貫道の工事による水路敷きの払下げで、隣接者が取得するものです。受人の耕作面積は9,025 m²、作付けについては水稻の予定です。

2番は、丹生川町坊方の案件です。田1筆 717 m²を取得して規模拡大します。受人の耕作面積は6,890 m²、作付けについては水稻の予定です。なお、隣接地には、5条5番で、自宅を建てる申請が出ております。

3番は、丹生川町町方の案件になります。畑1筆 984 m²を賃貸借契約します。受人は後継者として経営移譲を受け営農していく予定です。ほうれん草の予定です。

4番は、丹生川町町方の案件です。田畑19筆 20,348 m²を経営移譲を受けます。受人の耕作面積は20,348 m²をそのまま受け継ぎ、作付けは水稻、施設野菜等の予定です。

5番は、清見町藤瀬の案件です。田2筆 1,443 m²を使用貸借契約して規模拡大します。受人の耕作面積は15,375 m²、作付けは水稻の予定です。

6番は、朝日町甲の案件になります。田畑7筆 7,679 m²を後継者に経営移譲します。作付けについては飼料米、露地野菜、採草地の予定です。

7番は、国府町名張の案件になります。田1筆 244 m²を隣地取得するものです。受人の耕作面積は8,572 m²、作付けについては露地野菜の予定です。

以上、7件、田畑32筆で合計 31,491 m²についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。
続きまして、日程第5 議第145号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告いたします。
今回は、6件の上程となります。

1番は、西之一色町1丁目の案件です。畑1筆 323㎡について、住宅に転用する申請です。

2番は、下岡本町の案件です。田1筆 276㎡について、駐車場に転用する申請です。

3番は、新宮町の案件です。畑1筆 94㎡について個人住宅に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

4番は、岩井町の案件です。田2筆の一部 1,475㎡を嵩上げする申請です。まちづくり条例の確認対象です。

5番は、久々野町久々野の案件です。田畑4筆の一部 1,250㎡を嵩上げする申請です。まちづくり条例の確認対象です。

6番は、国府町三川の案件です。田1筆 495㎡を分家住宅として転用する申請です。

以上、6件、田畑10筆で 計 3,913㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

職務代理 農家住宅の定義については。

池田書記 農業従事に年間 60 日以上、経営面積 10a が判断基準になると考えられます。

加藤正雄委員 山間部等にある農家が、少し離れて住宅を建てても農家住宅となるか。

池田書記 そのような場合も農家住宅になります。距離は関係ありません

議長 他にはご意見等ありませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第 6 議第 146 号 農地法第 5 条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当 5 条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は 7 件の上程です。

1 番は、江名子町の案件です。田 1 筆 623 m²について、分譲住宅に転用する申請です。3 区画の予定で、まちづくり条例の確認対象です。

2 番は、岡本町 3 丁目の案件です。田 1 筆の一部 0.3 m²について、開発地との間の緩衝帯とする申請です。隣接の大規模開発と関連するため、まちづくり条例の確認対象です。

3 番は、冬頭町の案件です。田 2 筆 2,035 m²について、宅地分譲する申請です。10 区画の予定でまちづくり条例の確認対象です。

4 番は、上切町の案件です。畑 1 筆の一部 475 m²について、付

近で遺跡発掘の事業がされておりそのための仮設事務所としての一時転用です。期間はH28.12.30 までです。

5番は、丹生川町坊方の案件です。田1筆 231 m²について、農家住宅とする申請です。

6番は、久々野町久々野の案件です。田2筆の一部 601 m²を、資材置場にする申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

7番は、国府町広瀬町の案件です。田5筆 1,584 m²を太陽光発電施設に転用する申請です。まちづくり条例確認対象です。

以上7件、田畑13筆、5,549.30 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。
(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第147号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、3件の上程となります。

1番から3番は、荘川町野々俣の案件になります。変更申請については、一時転用期間の変更です。高速道路の工事に係る資材置場の一時転用でしたが、工期の変更に伴い、一時転用期間の延長となりました。

以上3件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更承認申請については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第148号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

1番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 本日は13件の利用権設定、1件の所有権移転、合わせて14件についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田2筆2, 255㎡を更新10年の使用貸借権を設定し、そばを生産するものです。

以上、1番につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1番について承認といたします。

1番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、2番以降について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 それでは引き続き、2番以降のご説明をいたします。

2番について、認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田2筆4, 869㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、水稻を生産す

るものです。

3番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸（トマト）の経営をしており、田3筆3，150㎡を更新8年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲を生産するものです。

4番について、地域の担い手である借人は水稲の経営をしており、田2筆1，410㎡を更新8年の賃貸借権を設定し、引き続き水稲を生産するものです。

5番について、借人は水稲、露地野菜の生産を行うため、田、畑等4筆2，700㎡を新規3年の解除条件付使用貸借権を設定し、水稲、露地野菜を生産するものです。

6番について、地域の担い手である借人は水稲の経営をしており、田1筆2，168㎡を新規4年の使用貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

7番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田2筆1，992㎡を新規6年の使用貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

8～11番について、認定農業者である借人は果樹（りんご）、水稲、露地野菜の経営をしており、田、畑9筆15，734㎡を新規、更新6年の賃貸借権を設定し、果樹や露地野菜を生産するものです。

12番について、人・農地プランに位置付けられた担い手である借人は水稲の経営をしており、田4筆4，143㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

13番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田1筆440㎡を新規8年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

14番について、認定農業者である買い手は肉用牛（一貫80頭）の経営をしており、農振農用地区域内の畑7筆2，259㎡および農振農用地区域外の畑3筆628㎡を取得し、隣接する経営地と一体利用して牧草地として利用するものです。

以上、2番以降につきましてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、2番以降について承認といたします。
続きまして、日程第9議第149号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は18件についての上程です。
農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、今回、田、畑60筆79,464㎡を新規10年の賃貸借権を設定するものです。
以上、18件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認といたします。
続きまして、日程第10議第150号 農用地利用配分計画（案）について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は60件についての上程です。
1～6番について、認定農業者である借人は水稻の経営をしており、経営面積は18,929㎡です。田6筆6,845㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。
7～16番について、認定農業者である借人は酪農経営、飼料用米の生産をしており、経営面積は33,823㎡です。田10筆7,764㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、牧草地として利用するものです。
17番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）、水稻の経営をしており、経営面積は10,687㎡です。田1筆2,000㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマト

を生産するものです。

18～19番について、認定農業者である借人は施設園芸（トマト）、水稲、肉用牛（繁殖）、菌床椎茸の経営をしており、経営面積は14,884㎡です。畑2筆14,609㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

20～21番について、認定農業者である借人は酪農経営、飼料用米の生産をしており、経営面積は33,823㎡です。田2筆2,611㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、飼料用米を生産するものです。

22～25番について、認定農業者である借人は酪農、肉用牛（繁殖）、水稲の経営をしており、経営面積は34,015㎡です。田4筆3,428㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、牧草畑として利用するものです。

26～29番について、人・農地プランに位置付けられた担い手である借人はそばの経営をしており、経営面積は10,915㎡です。田4筆3,351㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、そばを生産するものです。

30～31番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、経営面積は582,811㎡です。田2筆7,568㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

32～39番について、認定農業者である借人は施設園芸（レタス）、露地野菜、水稲の経営をしており、経営面積は19,114㎡です。田8筆8,844㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

40～47番について、農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、経営面積は582,811㎡です。田8筆6,781㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

48～60番について、認定農業者である借人は水稲の経営をしており、経営面積は13,883㎡です。田13筆15,663㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

以上、60件につきましてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画（案）について、承認といたします。

続きまして、日程第11 議第151号 農用地利用配分計画【権利移転】（案）について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記

本日は9件についての上程です。

1～9番について、第15回農業委員会において農用地利用配分計画が了承され、岐阜県の告示を受けた農地の内、地域の若手農業者が耕作を希望したことから、賃貸借権設定期間の残存期間について新たな借り手へ権利移転を行うものです。認定農業者である借人は施設園芸（トマト）、水稻の経営をしており、経営面積は7,030㎡です。田9筆8,248㎡を新規9年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、9件につきましてご審議をお願いいたします。

議長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画【権利移転】（案）の決定について、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第24回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時25分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

伊藤 善明 委員

蓑谷 良孝 委員
